

「下関市市民活動促進基本計画（改定案）」へのパブリックコメント実施結果について

1. 意見募集期間

平成22年9月17日（金）～平成22年10月15日（金）

2. 意見応募状況

意見応募者 31名

意見件数 35件

うち、重複意見1件

欠格意見19件（市外居住者1件、閲覧のみで意見なし18件）

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件数
A	意見及び提言を踏まえて素案を補足修正、又は追加記載するもの	0
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	1
C	既に記載済み・対応済みのもの	3
D	反映が困難なもの	0
E	情報、感想、質問等に対する回答を行うもの	6
F	賛否の結論のみを示したものの、内容が実施対象の内容に合致しないもの	5

No	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
1	(P50) 【5-4-(4)】 第5章. 施策展開の方向 4. 市民活動を側面的に 支援する助成制度の実施 (4)市民活動を担う人材の 育成	さらなる促進に向けて、かなり期待が持てそうな内容 です。 今後は高齢化が進むため、市民活動の担い手の育成や 継続性などの課題に対する行政の支援が必要だと思われ ます。	本基本計画において、市民活動の担い手の育成や継続 性につきましては、「市民活動を側面的に支援する助成 制度の実施」の中で、①マネジメント・リーダー能力養 成のための助成制度の拡充や②出前講座、セミナー、シ ンポジウム等の学習機会の提供として施策展開の方向を 示しております。	C
	(P55) 【6-1】 第6章. 計画の推進 1. 計画推進の体制	下関市市民協働参画推進本部並びに下関市市民協働参 画審議会がパイプ役の市民文化課と共に活きた論議が交 わされる実効力あるものになることを願います。	本基本計画では、下関市市民協働参画推進本部で諸施 策の検討・調整を行い、下関市市民協働参画審議会での 市民活動の状況評価・施策への意見提言をいただくこと により市民協働参画の推進を確保することになります。	B
2	全般	第1回から第3回のワークショップについて、適確に 要点を集約しており、意見を参考として施策を実施して いただきたい。	市民活動促進施策の実施については、ワークショップ において市民及び市民活動団体の皆さんからいただいた 具体的な意見を参考にいたします。	F
3	全般	下関市市民活動促進基本計画（改定案）については、 本年6月から8月までの間、3回のワークショップに参 加した、その結果を加味され策定されたもの。参加者も 充分協議検討、意見開陳したと思われる。特に追加すべ きコメントはありません。	ありがとうございます。 市民協働参画の推進についてご協力をよろしくお願 いいたします。	F
4	全般	大変良くまとめられています。	ありがとうございます。 市民協働参画の推進についてご協力をよろしくお願 いいたします。	F
5	全般	よくまとめられていると思います。「お疲れさま」と 申し上げます。「市民活動団体交流会」と「しものせき 協働のまちづくりワークショップ」に参加させていただ き大変有意義でした。ありがとうございました。意見は ありません。	ありがとうございます。 市民協働参画の推進についてご協力をよろしくお願 いいたします。	F

No	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
6	全般	<p>経費はボランティアだから当然でしょうが色々な事が会費、寄附で行われているのが（P22）わかります。</p> <p>市民活動は市に財政負担を少なくして収益を上げるのを皆でやっていこうというのが大切だと思うのですが、バラマキ行政は大反対です。市は外に収入はなく、税を上げれば益々、市民は他市へ逃げます。働く場所、事業所の誘致、創設などが大切と思いました。活動場所を造るのはNo。</p> <p>本は大変工夫してよくできていると思いますが、衣の袖から鎧が見える気が致しました。</p>	<p>行政サービスの水準を維持することが困難になりつつある現状の中で、市民活動が行政と共に必要とするサービスを提供する主体となることが期待されています。</p> <p>市民活動の推進のためには、行政の市民活動支援策は必要であり、支援策の一つである助成制度は、人材面や資金面等の基盤が弱い市民活動団体が組織的な活動を維持発展させるために必要な制度であると考え、本基本計画に記載しております。</p>	E
7	全般	<p>非常に良く出来ていると感じ入ります。ただ、これをどう実現するか、できるか、問題だと思います。なるべく近づけるよう協力したいと思います。</p>	<p>市民活動の推進のため、本基本計画に沿った支援策を進めてまいります。</p> <p>市民協働参画の推進についてご協力をよろしくお願いいたします。</p>	E
8	<p>（P49）【5-3-（5）】 第5章．施策展開の方向 3．市民活動のネットワーク化の促進 （5）中間支援団体の育成</p>	<p>（5）中間支援団体の育成 活動センターの充実をすれば良いこと。 活動センター以外だったらもっと具体的に示すべき。</p>	<p>市民活動の推進のためには、市民と行政をつなぐ中間支援団体は重要であると考えております。自主的かつ主体的な活動を行う市民活動団体の育成については、本基本計画に沿った情報提供等の各種支援策の実施を継続いたします。</p>	E
8	<p>（P51）【5-5-（2）】 第5章．施策展開の方向 5．市職員の市民活動への理解と参加促進 （2）市職員の市民活動への自主的・主体的参加促進</p>	<p>（2）市職員の市民活動への自主的・主体的参加促進 ①、②の説明はいららないと思います。 基本的に地域（勤務先）が好きになればいいこと。</p>	<p>市職員の市民活動への参加促進のためには、市職員が自主的・主体的に市民活動に参加しやすい環境の整備が必要であると考え、①ボランティア休暇の取得奨励や②登録制度への登録を記載しております。</p>	C

No	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
9	全般	市民活動促進基本計画（改定案）の各章の記載内容は充実しています。全体を見ようとすると、全体の行動、つながりがわからない。プラスワンが欲しい。	本基本計画では、P52、53で全体の体系図を掲載しております。施策実施の方向性を「第5章施策展開の方向」で示し、具体的施策の実施については、「第4章市民活動の現状と課題」を参考に実施することとしております。	E
	(P48) 【5-2-(1)-①】 第5章. 施策展開の方向 2. 市民活動の場の提供 (1)市民活動拠点施設の管理運営 ①しものせき市民活動センターの管理運営	しものせき市民活動センターの設置運営は一步前進だと思います。なお、活発に活動するには、車社会を念頭に置き駐車場を検討する必要があると思います。	しものせき市民活動センターの設置場所につきましては、公共交通機関の利便性を考え、下関駅近接の現在位置としております。なお、現在5台分の利用者用駐車スペースは確保しております。	E
10	(P47) 【5-1-(2)】 第5章. 施策展開の方向 1. 市民活動を促進する情報の収集及び提供 (2)市民活動の理解と参加へのきっかけづくり	活動を始めるにはまず「興味を持つこと」が入口だと思います。興味を持つきっかけを作ることから始めなければならず、それが難しいのが実感としてあります。 大学などのサークル・部活が活発ではないように思います。若い人は学校のそういった活動がきっかけで文化活動・スポーツなどに興味を持ちやすいと思います。	本基本計画では、活動へのきっかけづくりとして、「市民活動を促進する情報の収集及び提供」の中において、①公開活動成果発表会の開催②出前講座、セミナー、シンポジウム等の学習機会の提供及び広報③学校等と連携した市民活動学習への参加を記載しております。	C
	全般	活動していてもそれを広く知らせる手段も知識も乏しく、それが大きな問題となっています。	活動の広報につきましては、しものせき市民活動センターにお越しいただき、ご相談下さい。市発行の市民協働参画ハンドブックでは、活動の広報についても記載しております。	F
11	(P4) 市民活動促進基本計画の体系中 市民活動促進の環境整備	「市民活動促進基本計画の体系」中、「行政が提供しがたい公益」を「市民主導で提供する公益」等に表現を変更されてはいかがか。（「公益」の用語定義と「行政が提供しがたい」の表現がミスマッチではないかと考えるため。）	体系中の市民活動促進の環境整備において、社会情勢等により、提供水準の維持が困難になりつつあるサービスのことを「行政が提供しがたい公益」と表現しております。 市民活動には①「行政が提供しがたい公益を実現しようとする活動」と②「自らが自発的に社会的使命を実現しようとする活動」の2つの活動があり、「市民主導で提供する公益」の意味としては②にあたるものと考えております。	E